

年次有給休暇を計画的に取得して、 仕事と生活の調和を図ろう

「アザレアンさなだ」は、
年次有給休暇の取得促進に取り組みます。

- 管理職による取得の呼びかけ、取得実績の見える化
- 連続休暇、計画的付与制度、時間単位付与制度の活用促進



社会福祉法人恵仁福祉協会 就業規則より一部抜粋
(年次有給休暇) 第42条

⑨年次有給休暇は、職員代表との書面による協定により、上司の管理のもと、月々の勤務表計画時(第34条③)に、連続して3日以上連続休暇をリフレッシュ休暇として計画的に与えることができる。

(年次有給休暇の時間単位での付与) 第43条

前条の年次有給休暇のうち1年について5日を限度として、次により時間単位の年次有給休暇を付与する。